

2 建政技第 116 号
2 農整第 412 号
2 森政第 190 号
2 生排第 147 号
2 企本第 119 号
令和 2 年(2020 年) 7 月 14 日

現地機関の長 様

技術管理室長
農地整備課長
森林政策課長
生活排水課長
電気事業課長
水道事業課長

工事に伴う架空電線の防護措置に係る対応について（通知）

中部電力株式会社は、架空電線の防護管取付け等の費用について、令和 2 年 10 月 1 日から、電力会社の負担から防護管の取付けを依頼した工事の施工業者等に請求することに変更します。また、令和元年 9 月 2 日付けで改定された、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）において、「施工者は、架線に近接した作業を行う場合に、近接電線に対する絶縁材の装着等の措置を講じることが定められるとともに、発注者についても、本要綱に基づいて必要となる措置に係る経費を適切に確保しなければならない」と規定されました。

これらの状況を踏まえて、架空電線の防護措置に係る取扱いを下記のとおり定めましてので、適正な業務執行をお願いします。

なお、市町村へは別途通知済みです。

記

1 架空電線の防護措置

- (1) 監督員は、施工上必要となる架空電線防護箇所について、施工計画書^{*}に記載するよう受注者に指示する。
- (2) 監督員は、施工計画書に記載された防護箇所の確認を行う。
- (3) 架空線の防護が施工上必要と認められる場合は、防護管管理会社に申込みを行うよう受注者に指示する。
- (4) 監督員は、防護管管理会社から提出された見積書（写し）について、工事打合せ簿に添付して提出するよう受注者に指示する。
- (5) 監督員は、受注者から提出された見積書（写し）に基づき、変更設計書において架空電線防護管設置に係る費用（税抜き）を共通仮設費の安全費に「架空電線防護工 1 式」として計上する。

^{*}建築工事の場合は、総合施工計画書とする。

2 適用期日

令和2年10月1日以降、防護管管理会社に防護措置の申込みを行った工事から適用する。

建設部建設政策課技術管理室 基準指導班 (室長) 青木 謙通 (担当) 今吉 聡、塚田 博 電話：026-235-7323 FAX：026-235-7482 E-Mail：gijukan-ki junshido@pref.nagano.lg.jp	農政部農地整備課 指導担当 (課長) 飯島 好文 (担当) 和田 光由、大田 敏貴 電話：026-235-7241 FAX：026-233-4069 E-Mail：nochi-shido@pref.nagano.lg.jp
林務部森林政策課 指導担当 (課長) 西沢 弘喜 (担当) 吉村 直己、松山 智矢 電話：026-235-7265 FAX：026-234-0330 E-Mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp	環境部生活排水課流域下水道係 (課長) 中島 俊一 (担当) 松尾 英樹、深澤 光太 電話：026-235-7320 FAX：026-235-7399 E-Mail：seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp
企業局 電気事業課 水道事業課 (課長) 小林 史人 (課長) 塩沢 宏昭 (担当) 上條 光 (担当) 三石 健太 電話：026-235-7375、7381 FAX：026-235-7388 E-Mail：kigyo@pref.nagano.lg.jp	